

## 議論していただきたい主要な論点（案）

資料 2 - 1 に示した通り、宮城県、栃木県、千葉県、茨城県及び群馬県の 5 県において開催した指定廃棄物処理促進市町村長会議（以下「市町村長会議」という。）やその後市町村長からいただいた様々な意見等を踏まえ、施設の安全性や選定手順等を検討するにあたり本有識者会議でご議論いただきたい主要な論点を（1）施設の安全性、（2）選定手順・評価項目・評価基準、（3）その他の観点から分類し、整理した。

有識者会議での議論を踏まえ、選定手順の考え方や安全、安心に関する評価項目・評価基準の考え方、市町村長会議の意見に対する対応を検討する。

### （1）施設の安全性について

- 地震対策に関して、施設の耐震性を確保していくことが前提となるが、候補地選定に当たり地震対策の観点から避けるべき地域は、施設に大きな変位を与える可能性がある活断層とすべきか。または、活断層の近傍も対象とすべきか。活断層の近傍を避けるべき地域とする場合は、活断層からの距離をどの程度考慮すべきか。
- 火山対策に関して、火山の規模、噴火するリスク、噴火したときの影響を考慮すると、候補地選定にあたり、火山周辺で避けるべき地域は、どの程度の距離をとればよいか。
- 洪水、津波などの様々なリスクについては、施設の安全性で対応できるものと、立地場所の選定にあたり配慮すべきものがあるが、どのように考慮すべきか。
- 液状化が起りやすい地域において、施設の安全性をどう確保していくか。
- 水源対策に関して、施設の構造により周辺環境と遮断することを前提となるが、候補地選定に当たり、水源対策の観点から避けるべき地域は存在するか。候補地と水源の距離はどの程度離れていればよいか。
- 国が行う最終処分場の管理事業において、監視体制をどのように構築すべきか。
- 管理点検廊から目視による監視を行う第 1 監視期間から、管理点検廊にベントナイト混合土を封入し周辺のモニタリングを中心とする第 2 監視期間への移行の条件や時期については、8,000Bq/kg の目安、放射性セシウムの半減期、指定廃棄物中の放射性セシウム濃度、コンクリート構造物の耐久性等からみて、どのように考えればよいか。

## (2) 選定手順・評価項目・評価基準について

- 各自治体において条例で定められている事項(環境アセス、水源地の立地規制 等)について、安全の確保、安心の確保の観点から、それぞれ候補地の選定の過程においてどう位置付けるべきか。
- 保護すべき豊かな自然がある地域、観光が盛んな地域、食品産業の集積地、廃棄物処理施設の立地問題を抱えているなどの地域の特性についてはどのように考慮すべきか。当該地域の近傍を除外すべきか、または安心の観点から優先度を評価すべきか。指定廃棄物を最終処分場に運搬する場合、これらの地域を通過する際の配慮をどのように行うべきか。
- 指定廃棄物の発生場所や発生量については、候補地の選定の過程においてどのように考慮すべきか。発生量に応じた評価をすべきか。
- 選定過程における透明性や公平性はどのように確保すべきか。

## (3) その他について

- 指定廃棄物の処理は、指定廃棄物が排出された県内において行うとすると放射線物質汚染対処特措法の基本方針を見直すべきとの意見について、どのように考えるべきか。
- 県内で集約して指定廃棄物を処理することは難しく、市町村単位で指定廃棄物を処理すべきという意見についてどのように考えるべきか。
- 施設立地にあたり、施設の安全性の丁寧な説明や、適切なモニタリング結果の広報などに万全を尽くすことにより、風評被害は防止すべきであると考えている。更なる対応策については、候補地の選定がある程度進み、候補地が具体的に変わった段階で、地域の状況を踏まえて検討することによいか。
- 地域振興に向け、どのような対応をすべきか。候補地の選定におけるどの段階で具体的に検討すべきか。
- 放射性セシウム濃度が減衰して 8,000Bq/kg 以下となった廃棄物については、国が作る最終処分場で処分する以外の選択肢として既存の管理型処分場で処分することも選択肢に含めるべきか。